

答 申

答申事項

川西市立学校における校区外就学希望制度の運用に係る検証について

川西市立学校校区審議会

川西市立学校における校区外就学希望制度の運用に係る検証について

1. 審議会の結論

施行後5年経過に伴い本制度を検証した結果、一部の学校では抽選があり、落選する者が出ており、検討すべき課題はあるものの、全体として見ると5%の枠に収まっており、現時点では安定的に運用されている。校区外就学希望制度については、直ちに制度の見直しを行う状況にないものとする。

今後も申請状況を毎年確認することとし、制度の見直し等、5年ごとの検証時期にとらわれず、柔軟に対応することができるように申し添える。

2. 校区外就学希望制度に係る検証の意義

本制度は、通学距離や生活圏等の問題、校区に関する要望等についての問題などを解決するため、平成17年度の新入学生から導入されたものである。これは、個別の事情による従来の就学校変更申請とは別に、保護者や子どもの希望を取り入れた、新しい制度として実施されたものである。

ただし、自由校区による学校選択制とは異なり、5%の限度枠や隣接校区に限定するなど、一定の制限を設けており、運用状況によっては制度の見直し等、必要となる可能性が考えられる。

このため、制度導入時の答申では、制度の定期的な検証を要請しており、これにより2年経過後の平成18年度に1回目の制度検証を行っている。この時には、人数制限による抽選の実施に伴う救済措置として、繰り上げ措置を制度化するよう提言したものの、制度の内容改訂等については、特段の対応を要すべき状況にはないという答申を行った。

今回、制度運用から5年が経過し、定期的な検証を行う必要があることから、この間の実績を分析し、今後の対応について審議を行った。

3. 審議会の審議経過

審議会は、教育委員会から提出のあった、「校区外就学希望申請状況」及び「校区外就学アンケート集計」、「アンケート感想・自由意見」、「校区外就学希望申請に係る住所別希望校、希望理由の状況」、「校区外就学を申請した保護者の感想・意見」を基に、制度検証を行った。

(1) 校区外就学希望制度の運用実績

5年間の運用結果は、次のとおりである。

ア 小学校の申請状況

校区外の学校へ就学を希望申請した者は、平成17年度37名、平成18年度40名、平成19年度37名、平成20年度56名、平成21年度44名となっている。

学校別に見ると、平成19年度の多田小学校、平成20年度の川西北小学校で抽選となっている。

平成19年度、多田小学校、限度枠7名、希望者8名、落選者1名。

平成20年度、川西北小学校、限度枠4名、希望者10名、兄弟優先1名、落選者5名という状況である。

次に希望者確定後、受入校別に振り分けたところ、平成17年度の川西小学校で抽選となった以外は、希望どおり就学が認められたものとなっている。

平成17年度、川西小学校、受入枠5名、希望者7名、落選者2名という状況である。

イ 中学校の申請状況

校区外の学校へ就学を希望申請した者は、平成17年度35名、平成18年度30名、平成19年度38名、平成20年度54名、平成21年度41名となっている。

学校別に見ると、平成17年度の多田中学校、平成19年度の川西中学校、平成20年度の川西中学校、多田中学校、緑台中学校、平成21年度の緑台中学校で抽選となっている。

平成17年度、多田中学校、限度枠14名、希望者19名、兄弟優先1名、落選者4名。

平成19年度、川西中学校、限度枠11名、希望者14名、兄弟優先1名、落選者2名。

平成20年度、川西中学校、限度枠11名、希望者17名、落選者6名。

平成20年度、多田中学校、限度枠15名、希望者20名、兄弟優先1名、落選者4名。

平成20年度、緑台中学校、限度枠6名、希望者10名、兄弟優先1名、落選者3名。

平成21年度緑台中学校、限度枠6名、希望者7名、落選者1名という状況である。

ウ 兄弟優先の状況

校区外の学校へ就学を希望申請した者の内、既に兄姉が在籍している者は、

平成17年度、小学校4名、中学校1名。

平成18年度、小学校11名、中学校1名。

平成19年度、小学校6名、中学校1名。

平成20年度、小学校13名、中学校3名。

平成21年度、小学校17名、中学校1名となっている。

(2) 運用実績に対する分析、評価

当初5%限度枠を設けた根拠は、流出する子どもが最大10%までであれば、学校の安定的な運営を確保できると考え、兄弟優先も考慮して5%と定められたものである。過去5年間の実績を見ると、一部抽選となった学校があったものの、全体とすれば5%の枠内に収まっているものと判断する。また兄弟優先について、想定していたよりも人数が少なく、5%を拡大しても良いのではないかという意見もあったが、安易な枠の拡大は、保護者や地域の負担、学校やコミュニティの混乱を招く恐れがあるため、慎重に取り扱う必要があると結論づけた。

特定の地域について、他の地域より申請者が多くなっているが、現状は上述したように、ある程度枠の中に収まっているものと判断し、直ちに何らかの措置を講じる必要はないと考えるが、今後の申請状況によっては、5年ごとの検証時期にとらわれず、制度の見直し等を行うことも必要であると考えます。

アンケートの感想・自由意見を見ると、制度に賛成的な意見が多く見られ、本制度に対しある程度理解を得られている一方、反対意見や制限に関する意見なども一定ある。これを制度の見直しについての課題として議論を行ったが、多様な意見を踏まえ、内容改訂については慎重に対応する必要があり、当面は現状の運用で様子を見るのが妥当ではないかと考える。

以上の経過を踏まえ、頭書の「審議会の結論」のとおり答申するものである。